

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和6年2月14日

水曜日

第5193号

目次

公安委員会規則	
○刑事訴訟法第 189条及び第 199条第 2 項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出	2
○指定自立支援医療機関の名称の変更	
○指定障害福祉サービス事業者の指定	3
公 告	
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	
○県有財産の貸付に係る一般競争入札の実施	5

規 則

刑事訴訟法第 189条及び第 199条第 2 項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和6年2月14日

富山県公安委員会委員長 金井 豊

富山県公安委員会規則第 1 号

刑事訴訟法第 189条及び第 199条第 2 項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第 189条及び第 199条第 2 項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和36年公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

司法警察員等の指定に関する規則

第 2 条中「刑事訴訟法第 199条第 2 項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員」の次に「及び法第 201条の 2 第 1 項の規定する逮捕状に代わるものの

交付を請求することができる司法警察員」を加える。

附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。

告 示

富山県告示第58号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

令和6年2月14日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	予告期間の終了の年月日
名称	所在地			
クスリのアオキ杉木薬局	砺波市杉木五丁目78番地	育成医療・更生医療	調剤	令和6年1月28日

富山県告示第59号

指定自立支援医療機関の名称の変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称を変更する旨の届出があったので、同法第69条第2号の規定により公示する。

令和6年2月14日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関			担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	変更年月日
名称		所在地			
変更前	変更後				

-
- 4 新設の日 令和6年10月1日
 - 5 店舗面積の合計 1,350㎡
 - 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地北側1箇所/51台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物敷地西側1箇所/15台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北東側1箇所/40㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内北東側2箇所/12.3m³
 - 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時及び午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後10時
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所/敷地西側2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
 - 8 届出の日 令和6年1月30日
 - 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
 - 10 縦覧期間 令和6年2月14日から令和6年6月14日まで
 - 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
 - (2) (1)の事項の公表の可否
 - (3) 当該店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見及びその理由
-

県有財産の貸付に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の貸付について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年2月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件

所在地	面積（実測）	地目	予定価格 （税込）	入札保証金
富山県富山市新桜町1番 1号及び2号	3,229.63平方 メートル	宅地	26,052,000円	2,605,200円

備考 予定価格とは、あらかじめ富山県企業局（以下、「企業局」という。）が定めた最低貸付料をいう。

(2) 貸付期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年）

なお、貸付期間の途中で借受者より契約を解除することはできません。また、貸付期間の途中で借受者の駐車場運営に配慮して企業局が契約を解除することはありません。

2 入札に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する方は、この入札に参加することはできません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者

なお、(2)については、お問い合わせください。

3 入札説明書、入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時 令和6年2月14日（水）から令和6年3月6日（水）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 場所 富山県富山市安住町2番14号北日本スクエア北館10階
富山県企業局経営管理課
電話番号 076-444-2139 (直通)

4 入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする方は、令和6年3月6日(水)までに、入札説明書に定める申込書及び添付書類を、企業局経営管理課へ持参されるか、又は簡易書留でお申し込みください(簡易書留は、締切期限の消印有効です。)

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年3月13日(水) 午前10時30分から
(2) 場所 富山市安住町2番14号
北日本スクエア北館10階 企業局第4会議室

(3) 受付時間

入札保証金の納付は、入札時間の開始30分前から10分前まで受け付けます。

6 入札保証金

入札に参加しようとする方は必ず、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手により前記1の表に掲げる入札保証金を入札執行日の受付時間内に納めなければなりません。

7 落札者の決定方法

有効札のうち、予定価格以上の最高価格で入札した方を落札者とします。

8 入札の無効

富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第94条及び別に定める入札心得書第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の締結

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して7日以内(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は算入しません。)に契約を締結する必要があります。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、企業局に帰属します。

10 用途の制限

落札者は、貸付物件を有料貸駐車場として運営・管理しなければなりません。

11 質問受付

質問は、令和6年2月21日（水）午後5時15分までに富山県電子申請サービス又はFAXで提出してください。原則として電話での質問は受け付けません。

質問への回答はまとめて企業局ホームページに令和6年3月1日（金）に公開します。入札参加者は、企業局の質問への回答を了承したものとします。

なお、貸付対象物件に存置する構造物等に関する質問の際は、必ず該当する部分の写真を添付してください。

富山県電子申請サービス：<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/kHBNAjg4>

FAX：076-444-2154

12 その他

企業局は、本件の入札結果及び契約内容（個人に関する情報を除く。）について、事後に公表するものとします。

13 問い合わせ先

富山県富山市安住町2番14号

富山県企業局経営管理課管財係

電話番号 076-444-2139（直通）
